

市税等の納付は口座振替をご利用ください

市税等の支払いは、日々の忙しい生活の中でついうっかり忘れてしまいがちです。納期限を忘れてしまったため、督促状が届いた経験のある方はいらっしゃいませんか？

忙しくて納付に行く時間がない方や取忘れを防ぐために便利で確実な口座振替による市税等の納付を行うことができます。

口座振替の対象となるのは、市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等です。

口座振替は、市内の郵便局、阿波銀行、徳島銀行、四国銀行、高知銀行、徳島信用金庫、四国労働金庫、阿波みよし農業協同組合または市役所税務課及び各総合支所市民課に備え付けの口座振替依頼書に記入し、金融機関届出印を押印のうえ、引き落としを希望される金融機関窓口にお申し込みください。

なお、口座振替についての詳細は税務課または各総合支所市民課にお問い合わせください。

各税の振替月

市・県民税
6月・8月・10月・12月

固定資産税
5月・7月・9月・11月

軽自動車税
5月

国民健康保険税
6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月

振替日

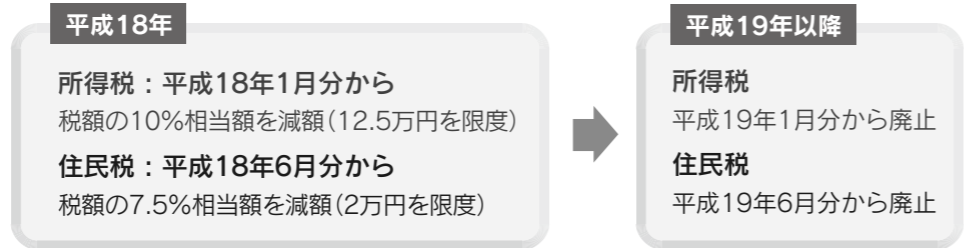
各納期月の23日(振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日となります)

※ 口座振替の手続きには、数週間かかりますので、口座振替を利用される場合はお早めに申し込みください。

◎税源移譲以外の主な変更点

● 定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)



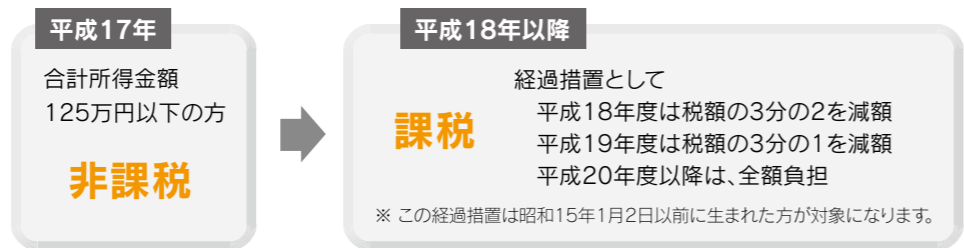
モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)

平成18年		平成19年	
住民税	196,000円	住民税	293,500円
定率減税	△14,700円	所得稅	165,500円
所得稅	263,000円	合計	459,000円
定率減税	△26,300円		
合計	418,000円		

※ 子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。また、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

● 住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。



モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)

平成17年度		平成18年度		平成19年度	
住民税	非課税	住民税	19,900円	住民税	37,300円
所得稅	34,800円	定率減税 △1,500円		住民税× $\frac{1}{3}$	△12,434円
定率減税	△6,960円	(住民税-定率減税)× $\frac{2}{3}$	△12,267円	所得稅	17,400円
		所得稅	34,800円	定率減税	△3,480円
合計	27,840円	合計	37,453円	合計	42,266円
(税額)	27,800円	(税額)	37,400円	(税額)	42,200円

※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。また、年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

平成19年から 所得税・住民税が変わります

● 平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

何が変わるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲(せいげんいじょう)」。

税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**こととなります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

どう変わるの？

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民は**より身近で、よりよい行政サービス**を受けられるようになります。

所得税

平成19年1月分から適用

4段階の税率を6段階に細分化

(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

住民税

平成19年6月分から適用

3段階の税率から一律10%に

(都道府県民税4%・市区町村民税6%)

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	376,500円	404,500円	781,000円	0円

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	165,500円	293,500円	459,000円	0円

※ 夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。
※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることに留意ください。(詳しくは左ページをご覧ください)

家屋の変更について

平成18年中に新築、増築または滅失(取り壊し)をされた方で未届けの場合は、平成19年1月末までに三好市役所税務課資産税係にご連絡ください。(登記済みもしくは今年中に登記をされる方はご連絡は不要です)



償却資産申告書の提出について

平成19年度償却資産申告書については、平成19年1月末までに三好市役所税務課資産税係にご提出ください。(税務課より申告書を送っていても、償却資産がある場合は申告してください。申告書が必要な場合は、下記までご連絡ください)

連絡先および提出先

三好市役所税務課資産税係
(〒778-8501 三好市池田町シンマチ 1500 番地 2)
電話 0883-72-7614

今月の納税

12月25日は国民健康保険税および市民税の納期限です。口座振替日は12月25日です。